

総務常任委員会記録

令和4年11月14日（月）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

令和4年11月14日 日程

日次	月 日	摘 要
第1日	11月14日（月）	<p>案 件</p> <p>所管事務調査</p> <p>第7次総合計画前期基本計画の施策の取組状況について</p> <p>基本目標④誰もがいきいきと暮らせるまち</p> <p>施策⑧男女共同参画社会の実現</p> <p>施策⑨多文化共生社会の実現</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>報告（国保年金課）</p> <p>鳥栖市国民健康保険特別会計収支状況及び国保制度改正の概要</p> <p style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</p>

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 牧瀬昭子

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 伊藤克也

委員 松隈清之

委員 和田晴美

委員 緒方俊之

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

市民環境部長 吉田忠典

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 原祥雄

市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼

消費生活センター消費生活センター係長 築地美奈子

市民協働推進課男女参画国際交流係長 大石文枝

市民環境部次長兼国保年金課長 佐藤道夫

国保年金課健康保険係長 下村志保

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

所管事務調査

第7次総合計画前期基本計画の施策の取組状況について

基本目標④誰もがいきいきと暮らせるまち

施策⑧男女共同参画社会の実現

施策⑨多文化共生社会の実現

[説明、質疑]

報告（国保年金課）

鳥栖市国民健康保険特別会計収支状況及び国保制度改正の概要

[報告、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

資料の2ページ目をお願いいたします。

第7次総合計画基本計画の基本目標4. 誰もが生き生きと暮らせるまちにおいて、市民協働推進課といたしまして、男女共同参画と多文化共生について取り組んでおります。

基本的には、2つの施策に重点的に取り組んでおりまして、資料は3ページからになりますけれども、施策8. 男女共同参画社会の実現。

それと資料は9ページからになります、施策9. 多文化共生社会の実現。こちらに取り組んでおります。

それでは、資料の3ページをお願いいたします。

取組1といたしまして、男女共同参画の推進に取り組んでおりますが、資料の①になりますけれども、男女共同参画啓発事業、こちらについては、市民の委員で構成される、とす男女共同参画市民実行委員会に委託しました啓発事業が主な取組でございます。男女共同参画に関する講演会やセミナーなどを開催いたしまして、男女共同参画の意識の形成のための啓発を行っております。

令和4年度につきましては、6月から11月までに合計10回の啓発事業を実施しています。

内容につきましても、DV防止あるいは女性の就業支援、性的マイノリティーに関する啓発など、様々な分野となっております。

今後につきましても、12月から2月にかけて、再就職セミナーなど3回開催することといたしております。

令和5年度以降につきましても、同様の事業を行ってまいりたいというふうに考えております。

なお、事業費の内訳の部分につきましては、今年度が男女共同参画の推進計画の見直しの時期となっております、委託料として、通常よりも多く予算を頂いております。

その関係で、令和4年度につきましては、340万3,000円の予算措置、令和5年度以降につきましては、77万6,000円の予算措置ということになっております。

続きまして、資料の4ページをお願いいたします。

②審議会等への女性の参画促進につきましては、市の審議会等への女性委員の参画率を目標といたしております、令和3年度、令和4年度につきましては、目標としておりました40%のほうを何とか達成をできた状態しております。

また、女性の人材バンクの登録制度を活用いたしまして、市の審議会等の改選などで委員に当たる際には、人材バンクを活用いたしまして、積極的に女性の委員を登用するよう市内での周知、広報をいたしておるところでございます。

現在の女性人材バンクの登録者は32名ということになっております。

ただ一方で、資料のほうにございますけれども、女性委員がない市の審議会が5つほどございまして、将来的にはこれがゼロになるように、さらに男女共同参画の参画促進を進めてまいりたいというふうに考えております。

資料の5ページをお願いいたします。

取組2. 女性活躍の推進につきましては、1番目に女性活躍推進のための環境整備といたしまして、子育ての支援やライフワークバランスの推進等、様々な取組を実施しております。

また事業所として、市役所の女性職員の管理監督職への登用にも積極的に取り組んでおりまして、登用状況につきましては、表のほうにまとめさせていただいております。

係長級におきましては、令和3年度、令和4年度とも約4割というふうになっております。

今後さらに女性の活躍推進のための環境整備を推進していけるよう、男女共同参画の担当課として、庁内の関係各課と連携を取りながら進めてまいりたいというふうに思っております。

資料の6ページをお願いいたします。

取組3. DV等暴力根絶の推進につきましては、DV防止と被害者支援として庁内各課との連携の構築に取り組んでいます。

DV被害者支援マニュアルを作成いたしまして、毎年、庁内各課を対象としまして、マニュアルの見直し、あるいは、庁内の連携のための会議を開催いたしております。

今年度につきましても、年2回の開催予定で、既に7月に第1回目の会議を開催いたしました。

今年は佐賀県DV対策センターの所長さんを講師としてお迎えいたしまして、DVに関する研修と、マニュアルの見直しを行っております。2月にも第2回の会議を開催する予定でございます。

2回目の会議では、再度、各課の最新の状況等を情報共有する予定といたしております。

今後も庁内各課との連携に努めてまいりまして、DV被害者の支援に取り組んでいきたいというふうに考えております。

資料7ページのほうをお願いいたします。

②婦人相談員活動強化事業でございますけれども、こちらにつきましては、婦人総合相談窓口を一本化いたしまして、こども育成課の婦人相談員を中心に、相談を受けたときには、各課が連携して対応できる体制づくりを行っております。

相談件数につきましても、婦人総合相談窓口の相談件数は年々増加をいたしております、そのうちDVの相談件数も増加をしているところです。

婦人総合相談窓口を幅広く周知するために、市役所や図書館などの公共機関、市内の61の

医療機関のトイレに相談窓口の案内カードを配置しております。

相談があった場合に、たらい回しになることなく、ワンストップで相談できるようにDV被害者支援マニュアルに基づきまして、相談から支援までを庁内関係各課で連携して行えるよう、今後も一層、事業の強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、資料の8ページをお願いいたします。

施策9.多文化共生社会の実現、取組1.多文化共生のまちづくりの推進につきましては、主な取組といたしまして、多文化共生推進事業のほうを上げております。

こちらにつきましては、多文化共生のための日本人と外国人の国際交流イベントの開催と、外国人のための日本語教育が主なものとなります。

まず、国際交流イベントにつきましては、市内の国際交流団体の協力を得ながら、外国人と日本人住民が交流するイベントを開催しております。今年度は年2回開催をいたしております。

先週の11月6日土曜日でございますけれども、鳥栖市のグラウンド・ゴルフ協会の方々とグラウンド・ゴルフ大会のほうを実施いたしております。

外国人の方が47名、日本人の方が45名参加をいたしまして、サンメッセ鳥栖前の都市広場で開催をしております。

2回目につきましては、2月12日に、フレスポ鳥栖のウェルカムコートにおきまして、ふれあいステージを開催いたしまして、外国人と日本人の方が、踊りや楽器の演奏等の出し物をステージで披露するというようなことを予定いたしております。

外国人の日本語教育につきましては、日本語教育の推進に関する法律によりまして、平成30年度からは外国人に対しまして、日本語教育を行うことが地方公共団体の責務というふうになっております。

また、日本語ができないことが、日本人住民とのトラブルにつながることも想定されますので、生活者としての日本語や日本のルール、文化など、毎回テーマを変えまして、市の主催で月2回、年24回の計画で、鳥栖市役所で開催をいたしております。

これまで4月から10月までに、合計14回開催をいたしております。外国人の方の参加は延べ53人、教室に参加する日本人ボランティアの参加者ですが、こちらにつきましては、延べ31人というふうになっております。今後も11月以降、10回ほど開催する予定でございます。

その中では、ごみの分別であるとか、自転車のルール、騒音、災害、まち歩きなど、様々なテーマで実施をしていきたいというふうに思っております。

なお、9月末現在の外国人の人口につきましては、1,585名というふうになっておりまして、人口に占める外国人の比率は2.1%。これは県内で最も高い比率というふうになっております。

今後国際化によりまして、外国人の住民の方は増加していくことが予想されます。

日本人と外国人の住民同士の相互理解を促進するために、多文化共生事業に取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

続きまして、資料は9ページをお願いいたします。

取組2. 国際性を育む地域づくりの推進、①友好交流都市交流事業につきましては、主な取組といたしましては、友好交流都市のドイツ国ツァイツ市との交流事業というふうになります。

これまで毎年、鳥栖市とツァイツ市の双方の中高生の子ども交流団として、隔年で相互に派遣をして、それぞれの市民の御家庭にホームステイをさせていただきまして、互いの文化を学び合う事業を実施しております。

今年度は、ツァイツ市の訪問団を受け入れる予定でございましたけれども、新型コロナウイルス感染拡大で、令和2年度、令和3年度に続きまして、3年連続で中止というふうになっております。新型コロナだけではなく、ウクライナの件もございまして、ドイツのほうに避難者の方が流れているというような状況もありまして、今年度は難しいというふうになっております。

今年度につきましては、代替措置といたしましてオンライン交流を実施するというところで計画をいたしております。

市内の中高生が学校の英語の授業等で、日本文化等を英語で紹介するビデオレターを作成いたしまして、ツァイツ市に送るといような取組を行っております。

ツァイツ市との交流事業の広報と、ドイツ文化の理解を深める目的で、鳥栖市の国際交流事業の協力者である、佐賀大学の先生を講師に招きまして、ドイツのクリスマス文化を紹介するセミナーを12月10日、土曜日ですけれども、市民文化会館で開催をする予定といたしております。

また、鳥栖市の国際交流アドバイザーであります、佐賀大学の吉中先生には、ツァイツ市との交流事業におきまして御協力をいただきまして、ツァイツ市の担当者との事務連絡文書の翻訳に御協力をいただいております。

新型コロナウイルス感染の拡大やウクライナ情勢等、不透明な要素は多いのですが、今後も鳥栖市の青少年をはじめとした、市民の国際性を育むための交流事業に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、資料の御説明を終わらせていただきます。

中村直人委員長

ありがとうございました。

この件について委員から御意見や御質問、確認しておきたいことなどがありましたらお受けいたしたいと思いますが、何かありますでしょうか。

松隈清之委員

4ページ、審議会等への女性の参画促進ということで、参画率は40%前後ということになっているんですけども。もともと目標が、大体40%になっているのかな。

ということは、もうこのままでいいってこと？それとも方向性として、女性委員がいない市の審議会をゼロにしたいということですか。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

参画率につきましては、本当にまだぎりぎりの状態でございまして、4割以上を維持する方向で取り組んでまいりたいと。

併せて、審議会の数につきましては、ゼロを目標にしていきたいということでございます。

松隈清之委員

それはそれでいいと思うんですけど。

参画率っていうことは、10人の会議であれば、1人でもいたら、もう入っているってことですよね。取りあえず1人でも入っていれば、もうそれでいいのかっていうのが、よく分かりませんけど。逆に、無理してでも入れなきゃいけないのかも分からないし。

審議会とか委員会に求められる資質とか、そういったものを男女にこだわらず、選ばれた結果、そうなるということであればいいんですけども。

目標のために、無理やり女性を入れるというようなことも、果たして、それが女性のためになるのか。

それだけの能力があるのに排除されているっていうことであれば、積極的に登用すべきなんだろうけれども。

本当に男女差別しないっていうことであれば、きちっと資質、能力を評価した上で登用され、結果、女性委員のいない審議会数が減ったりとか、参画率が上がったとか。

さっき言ったように、参画率だって、1つの会議に1人以上いればもう達成するんだけど、もしかしたら、もっと女性と男性のバランスが、女性のほうがバランスよく配置されたほうがいいような審議会もあるかもしれないし。

そうすると、数の上ではそこは目標達成しているんだろうけれども、じゃあその10人のうちの1人は、必ずしも望ましい状態じゃないかもしれないじゃないですか。

だから、数字を追いかけるっていうよりも、それぞれ審議会とか委員会の性質があると思うので、それぞれの性質に応じて資質、能力のある女性を見いだして、きちっと登用していただけるようにしていただきたいなと思います。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

和田晴美委員

私のほうからは、質問から入らせていただきます。

議長と同じように、4ページにあります、女性の参画率についてですけれども。

年齢層とか、32人の登録がありますけれども、例えば、1人であちこち出ているっていうか、数多く出ているのか。何を聞きたいかといいますと、ある意味議長と同じでして、女性だったらいいということではなく、やはり年齢も、もしくは自分の得意分野、仕事、中心的にやっている事業をしているとか、そういうのが満遍なくあるほうが理想的だと思っています。

だから、もう言っていること一緒です。女性だからいいということではなくて。

そこが気になる会も、ちらっと見たことがありましたので、内容についてまずお聞かせいただければと思っています。

年配者だけとか、いろんな会議で同じ方のお顔を拝見することもありましたので。

その辺りを伺いたいと思っています。

大石文枝市民協働推進課男女参画国際交流係長

私のほうからお答えさせていただきます。

まず、女性の人材リストですけれども、登録するときに、教育とか、まちづくりとか、その方の各分野、得意分野をまずお伺いして、それぞれの分野で、そういった御経験とかがある方を登録していただくようにしているので、そこはいろんな得意分野をお持ちなので、それをお伺いしてから登録をしていただくようになっています。

あと、先ほどおっしゃった審議会で、女性が入ればいいということではなくて、資質とか、そういった年齢とかはバランスよくというか、そういったところも大事ではないかという御意見があったんですけど、市の審議会も、学識経験者とか、一定の充て職とか、そういった条件を各課で要綱とかで定めておりますので、女性だから入れるっていう審議会ばかりではないのが現状です。

ですので、女性の委員がいないっていう審議会も、例えば、医師とか考古学とか専門職の学識経験者とか、そういった資格を定めている審議会に女性委員がいない審議会があります。

ですので、やっぱりそこは数の問題だけではなくって、社会全体で、医師とか考古学者とか、そういう専門職の方が増えてくると、その母数というか、その審議会も、男性、女性にこだわらず、それにふさわしい方っていうのを探したときに、女性の候補者もいっぱいいるっていう現状になるので。

おっしゃるように、女性だからといっていうわけではないんですけど、男女共同参画が進んできて、社会全体がいろんな分野で御活躍する女性の方が多くなると、おのずと委員さんを探したときに、男性も女性もバランスよく入るような審議会になっていくのではないかと思います。

男女共同参画の担当課として、社会全体で男女共同参画が進むように、推進に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

和田晴美委員

年齢層についてはいかがでしょうか。

大石文枝市民協働推進課男女参画国際交流係長

先ほど申し上げたように、審議会で空きがあったときに、各課で女性の充て職とか学識経験者とか条件があるので、そういった条件とかもいろいろあると思うんですけど、できるだけ女性を活用してくださいって申し上げたときに、女性人材リストもあるので、それをできるだけ活用してくださいってお願いはしているんですけども。

各課で既に入っている委員さんの中には、前からいらっしゃる方とかで、複数の委員になられている方とかもおりますので、できるだけ審議会の中で、ふさわしい方っていうことをお願いしているんですけど。

年齢層っていうのは、なかなかふさわしい方っていうのと——そういうふうになるので、例えば、子育ての分野で探してあるときとかとは、子育てをされている年代層の方ということで、女性人材リストの中でお若い方とかもいらっしゃるの、そこはちょっと……、すいません、答えが長くなって。

年齢層っていうのは、子育てとかだと少し若い方も入られているっていう現状です。

以上になります。

和田晴美委員

いろいろな審議があって、やはりその時代に当事者の意見も聞きたいということで、そういう意味を含んで年齢層についてお尋ねさせていただきました。

子育て世代の何十代とかって出てきたら、そういう人たちって生活の時間っていうのが違いまして、平日の日中っていうのが難しく、他の地方のことを挙げると恐縮ではありますが、その人たちの時間帯に合わせて、審議の時間や場所というのを変えているところもありまして。

例えば子育ても、小学生の子育て中、幼稚園の子育て中が実は欲しいけど、なかなか入ってくれませんかという答えが出たときには、そういう場所と時間の考慮のほうもしてほしい

ということを最後に言いたかったというのが今回の質問となります。

そういったものの配慮っていうのも、可能かだけ最後に聞かせていただき、以上の質問とさせていただきます。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

御意見ありがとうございます。

まず、審議会等につきましては、各課で所管をしている事務に関しての審議会ということになりまして、御意見ありましたような御意見を伺い、より多く、広く伺えるような機会づくりですね、会議の進め方については、情報共有をしてまいりたいというふうに思っております。

中村直人委員長

ほかにございませつか。

牧瀬昭子委員

先ほどから内容が上がっている点ですけれども、女性委員がいない審議会が5つっていうのがずっと並んでいるんですが、これはもうずっと同じ分野が5つなのか。それとも年々ばらばらなのか。内容を教えてください。

大石文枝市民協働推進課男女参画国際交流係長

たしか女性委員さんのいない分野は、自分が把握している限りでは、先ほど申し上げた医師で、予防接種とかの健康増進課の審議会の2つぐらいが、ずっと女性が入っていないくて、他の委員会は分かりませんが、女性の委員のいない審議会っていうのは、毎年同じ審議会が入っていて、代表的なものは健康増進課が持っている医師が入る予防接種とかの審議会2つが代表的なものになっております。

牧瀬昭子委員

内容に関しては、医師が挙げられるということですけど、審議会の中に入るのに、やっぱり医師じゃないとまずいものなんですか。

大石文枝市民協働推進課男女参画国際交流係長

審議会を開催するときに、女性の委員さんがいないところに聞き取りをするんですけれども、健康増進課に聞き取りをしたときに、人の命に関わるような重要な会議で、やはり学識経験者で、医師を必ず入れなきゃいけないという現状があるので、そこはそういった条件があるので、今のところそれにふさわしい方で女性の方っていうのがいらっしやらない、資格に適合する方でいらっしやらないっていうのが現状であるっていうのを伺っています。

牧瀬昭子委員

女性人材リストということで書かれているんですけれども、この中に女性の医師がいない

ということでもよろしいんですか。

大石文枝市民協働推進課男女参画国際交流係長

まず、女性人材リストに医師っていう資格はいらっしやらなかったと記憶しております。

あと、予防接種の委員会も医師会の会長さんとか、そういった代表の方をお願いしている現状があるので、個人のお医者さんであれば誰でもいいということではなかったかと思えます。

牧瀬昭子委員

これは鳥栖の人じゃないといけないとかっていうのではなくて、広く求めておられるということですか。

それでもやっぱりいらっしやらないということですか。

大石文枝市民協働推進課男女参画国際交流係長

まず、審議会の条件としては、各課が定めている資格があるので、それについては、鳥栖市の住民で限定しているところばかりではないです。

牧瀬昭子委員

それでもやっぱりおられなくって、32名ということなのかなと思うんですけども。

もう一つ、女性人材リストはあるっていうことが分かったんですが、男性の人材リストもやっぱり同じようにあるんですか。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

男性の人材リストというのはございません。

あと、先ほど御質問いただいたように、女性が入ればいいということではないので、やはり審議会の役割に応じた資格、資質、あるいはキャリアをお持ちの方を御推薦いただくという形でしております。

ですので、なかなか審議会数というのが減らないという実情はございますけれども、私も市民協働推進課といたしましては、なるべくそこは女性の意見も反映されるように広く取り組んでいきたいというふうには思っておりますが、なかなか進まない現状があるということで御理解いただけたらと思います。

牧瀬昭子委員

最後に、進まない現状があることは課題だと思うんですけど、改善していくための今後の取組の先っていうのは、どういうふうにお考えでしょうか。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今後の取組の先といたしましては、やはり審議会そのものの目的もございますので、よくそこは担当課のほうと協議をしていかななくてはならないと思っております。

牧瀬昭子委員

分かりました。

先ほどから女性じゃなくてもいいのではないかというお話が相次いであったんですけども、となると、これのそもそもの意味っていうのがどこにあるのかなということになってしまうんじゃないかなと思うんですね。

能力が云々とかってということで、ここで書かれているのかって言うと、男女共同参画をどうやって進めていくかというところが問題だと思うので、今まで女性にそういう経験値がないからとか、お医者さんに就く人が少なかったからとかってというのがあったと思うんです。

そういう枠を広げるために、男女協働を進めるために、こういう取組をやっていきましょうっていうのが根本にあると思うんですよね。

できるだけ女性の活躍をとということで進めておられて、人材のリストっていうのもつくられていると思うので、そのところは踏み外さずにとというか、男女協働を進めるというのがこの一番の目的だと思うので、そこは進めていっていただきたいなと思います。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

松隈清之委員

すいません、先ほどは中座してすいませんでした。

その間にその話があったら申し訳ないんですけど。

女性人材リスト、この女性人材の今の発掘の仕方とかって、やり取りありましたか？

大石文枝市民協働推進課男女参画国際交流係長

女性人材リストの発掘の仕方としては、市のホームページ、それから男女共同参画のいろんなセミナーとかフォーラムをするときとかに、チラシとかを配って広報活動を行っております。

以上です。

松隈清之委員

手を上げていただく方を募集しているということ？

大石文枝市民協働推進課男女参画国際交流係長

募集もしておりますし、あとは、例えば、いろんな男女協働のセミナーとかフォーラムをしたときに、参加していただいた方とかで、こういった団体で御活躍の方がいるよとか情報を得たときに、こちらのほうから場合によってはお声がけするときもあります。

以上です。

松隈清之委員

こういう人材リストっていうのが、発掘をもうちょっとされると違うのかなっていう気がするんですよね。

もちろん募集とか、よそからの推薦ももちろんあっていいんでしょうし、先ほど答弁にもあったように、基本的には審議会、委員会ってそれぞれの担当課でやるじゃないですか。

だから、あんまり市民協働推進課がごりごり入れるわけにもいかんところですよ。

それぞれ審議会とか委員会の役割があって、ほかの委員からは、まず男女協働のために枠を広げるっていう意見もありますけど。

僕はそもそも、その審議会が持っている責任とか意義があるんで、限られた人員について、それなりの識見を持った人物で構成されるべきなので。

結果、女性がないっていうのも仕方ないと思うんです。

ただそれは、人材を見たときに、男女という性差によってじゃなくて、きちっと能力とか資質によって選ばれた結果、いない委員会、審議会があっても、それは仕方がないと思っています。

ただやっぱり、そういう人材が本当に発掘できているかっていうのが、多分もっと重要なんだと思うんですよ。

だから、もうちょっと人材を発掘する工夫、例えばこういうのに登録してくれませんかかっていうのも、自分の意見を小論文みたいな感じで出してもらって、私はこの問題についてこう考えていますとか、そういったので、なかなかいい考えを持っている人がいるとか、そういう眠っている人とか、多分、無理くり探してっていうよりも、本当にいろんな人材がいて、能力がある人もいると思うんですよ。

ただ、そういう人が参加できるような環境整備というのは、先ほど和田委員が言われたようにしていかなきゃいけないと思うんですけど。

どなたか推薦できる方いらっしゃいませんかって言うと、大体もう同じような人の名前しか出てこないじゃないですか、年配の。

そうじゃなくて、在野の我々の目につかないようなところにいるような方も、ぜひ発掘していただければなと思います。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

牧瀬昭子委員

すいません、聞きそびれてしまって、女性の人材リストがあって、男性の人材リストがないっておっしゃったんですけど、それって何ですか。

大石文枝市民協働推進課男女参画国際交流係長

こちらの男女共同参画で進めているのは、あくまで、社会が男性も女性も、そういう性差に関係なく活躍できる社会の推進を進めている関係で、やはり審議会とか、そういった政策参画の分野においては、どうしても今課題になっているのは、女性の参画が少ないというのが男女協働の課題の一つになっております。

ですので、それを男女協働担当課として、その課題に対応していくためということで、女性にできるだけ政策に参画してもらおうっていう意図で女性の人材リストはつくっているのですが、うちの担当課では、女性の人材リストしかつくっていないのが現状です。

以上になります。

牧瀬昭子委員

男女共同参画の担当課としてはっていうことだと思うんですけど、発掘の話っていうのがあったんですが、男性の新委員さんはすぐ見つかるので、それがなくても各担当課が見つかるということなのだと思うんですけどね。

それで見つからないから、前もって人材リストをピックアップしておきましょうということで、これをつくっているっていう理解でいいですか。

それか、この人材リストから、各担当課が探して、その方に声をかけているっていう順序になっているんですか。

大石文枝市民協働推進課男女参画国際交流係長

女性人材リストについては、まず審議会の改選があるときに、今、そういう女性の参画を進めていくということで、庁内の各課に周知して、改選があった場合は、必ず男女共同参画課と改選について事前協議を行うことになっています。

そこで、次回の委員さんのリストを出していただいて、女性の委員さんが4割いない審議会については、できるだけ女性の委員さんを積極的に活用するよということと、女性の委員さんが少ない理由について、必ず聞き取りを行っております。

そういったこともあって、各課が審議会の委員さんを選ぶとき、やっぱり女性の委員さんを意識して、できるだけ積極的に活用するようになっております。

その際に、女性の委員さんを探すんだけど、ふさわしい資格の委員さんが自分の課では見つけきれない、そういうときにこちらのほうが持っている女性の人材リストを活用したいので、それを見せてくださいという感じで、活用される形になっております。

牧瀬昭子委員

流れは分かりました。ありがとうございます。

現在32名だと思うんですけど、先ほど、5つの審議会がなかなか進まないということで、

毎年毎年そこって課題になってきていると思うんですね。

さっきも課題としてお医者さんがいないということはもう分かっているということなので。

32名の人材リストのところを日常的に増やしていく必要があるんじゃないかと思うんですけど、この32名の登録者っていうのは、徐々に増やしてきている状況にはあるんですか。

大石文枝市民協働推進課男女参画国際交流係長

できるだけ意識して、毎年少しずつ増やしていくような現状ですけど、ずっと人材リストに入っていらっしゃる方とか、たしか3年か4年に1回、人材リストにそのまま登録しますかっていう照会はしております。

そこで照会したときに、もう登録から載せなくて、削除を希望しますという方は、そこで削除しているので、毎年少数でありますけれども、数の入替えはあっているので、できるだけ増やすように取り組んでおりますけど、そういうふうに、人材リストの3年か4年に1回、照会をさせていただいております。

こちらに載っている32名も11月1日現在で、3月末は33名いたんですけど、1人照会したときに、削除を希望しますっていう方がいらっちゃって、1人減っているような現状になっています。

ただ、担当課としては増やすように、人材発掘に努めていく所存です。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

伊藤克也委員

7ページの婦人相談員活動について聞きたいんですけども、DVの相談件数等については、これでもごく一部なんだろうなというふうなことは思うんですね。

それで、各関係課と連携をしながら、つないでそういったことに対応していくということだと思うんですが、ただ一方では、なかなか市内では対応しきれないっていうか、できないといったことも、結構発生してくるのかなというふうに思っているんですが。

そういったときに、どういった形でつないでいかれているのかを教えていただければというふうに思います。

大石文枝市民協働推進課男女参画国際交流係長

まず、婦人相談については、相談分野も多岐に及びます。

子供さんも含めた虐待であるとか、親子で虐待されているとか、貧困の問題とか、多様な問題がございます。

ですので、先ほどおっしゃったように、市役所の機関だけでできないときは、もちろん御

本人さんの同意とかも得てですけども、場合によっては警察、県にある婦人相談所、そういった関係機関とも連携しながら対応しております。

以上です。

伊藤克也委員

例えば、警察とか児相とか、いろんなところにつないでいかれるというふうに思っているんですけども、庁内ではつないだ後に、どういったことで対応ができているのかといったところの再度確認とか、そういうところまでしっかりと把握するように努められているのか、それともお渡ししたら、もうそれで一応役割としては一旦切れるっていうか、そういうふうになっているのか、その辺はいかがでしょうか。

大石文枝市民協働推進課男女参画国際交流係長

相談を受けるときも、お一人の方でも多岐の分野、いろんなサービスを市民として受けたいらっしゃいますので、そこは相談の経過とか、密に連絡を取って連携を取るようになっています。

中村直人委員長

いいですか。

ほかにございませんか。

松隈清之委員

同じく、今の相談の件ですけど、そういうのを市民協働推進課ですっと把握しているっていうことでいいですか。相談があって、その後の状態がどうなったかって、多分、こういうのって繰り返されるケースが多いじゃないですか。

1回切って、1回その事案、何らかじゃあ一旦これでってなっても、特にDVっていうのは繰り返すケース多いですよ。

DVの件数なんか、令和4年度で今のところ9月末で49件ですよ。

で、この49件の相談件数っていうのは、もう件数なんですか？電話1件が1件、1事案？全部ばらばらの人で49件ということですか。

電話の件数が49件？

大石文枝市民協働推進課男女参画国際交流係長

この件数は延べ件数だったというふうに記憶しております。

ですので、同じ方が2回電話してきたら、それは2件としてカウントする形になっていたかと思えます。

そこは違う場合は、確認しておきます。

松隈清之委員

結構DVって難しいですね。

犯罪ですけど、直ちに捕まえて、立件して処分すればいいかっていうと、同じ世帯、家族あるいは子供がいたりとかして、なかなか簡単に進まないケースも、それを望まないところもあると思うんですね。

だから、解決の仕方が難しいというか、どういうふうに介入しているのか僕はよく分からないですけど。

ただやはり、相談して、なるべく解決、解消に結びつけていかないといけないし、実際、解消しました、解決しましたっていうところは把握をされているんですか。

担当課として、最終的にこの事案は解消しました、解決しましたっていうのは誰が……。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今、御質問いただいております婦人相談員活動強化事業というものですけれども、今回こちらの関係分として掲載をしておりますけれども、実はこども育成課のほうが基本的には中心となる部分もございます。

DVの関係がございますので、こちらでも事業として取り組む部分というのはございますので、一緒にやっておりますが。あとは、先ほど御質問いただいていた追跡調査であるとかの部分に関しましては、こども育成課と連携をしてやっている部分もございます。

また、個人情報の部分もございますので、なかなかここはここで難しい部分はございますけれども、市民協働推進課といたしましては、こども育成課と連携を深めながらやっていかなくちゃならないということで考えております。

松隈清之委員

個人情報保護の観点で課が違うことで問題になっているのか、ちょっとよく分からないんですけれども。

いずれにしても、市民協働推進課のほうで責任を持って、どこまでやるかっていう問題はあると思うんですよ。

市民協働推進課としてやるかは別としても、少なくとも相談を受けた事案に関して、誰かが最後までそこを――市民協働推進課じゃなくてもいいんですよ、なくてもいいんですけども、例えば、警察が常に把握をしていて、あそこはそういうことがあるからと、何かあったらすぐ行けるように情報を共有するとかね。

だから、市民協働推進課に全ては求めないですけども、少なくとも1件でも相談を受けた事案に関しては、最後までどこかが責任を持ってやるような仕組みづくりをぜひしてほしいですね。

大石文枝市民協働推進課男女参画国際交流係長

仕組みづくりですけど、今年度に入ってから、こども育成課、地域福祉課、それから学校教育課、健康増進課だったと思うんですけど、4課をつなぐ家庭児童相談システムっていうのを導入しております。

そこで1人の方が相談したとき、先ほど申し上げたように多岐にサービスも及びますので、一番多いのは子供さんの関係で、学校教育、それからいろんな健診とか、いろんな関係で健康増進課。それから、貧困とかそういった問題もありますので、地域福祉課。それから婦人相談を受けるこども育成課が一番密接な関りがある課なので、4課で相談内容を共有できる家庭児童相談システムって、正式名称はちょっとあれですけど、システムを導入して、そこで1人の人の相談履歴を4課で共有できるようなシステムを導入しております。

以上です。

松隈清之委員

ありがとうございます。

そういうシステムもあると助かると思うんですけど、共有しても、結局最終的にどこがやるのみたいな、共有はできるけれども、それぞれが受け持っているところをそれぞれちゃんと対処してくれるんだったらいいんですけど、DVだったら、児童虐待もあれば、奥さんに対する御主人からの暴力もあるだろうし、それぞれの事案に対してここは、うちが責任持ってやりますよとか、相談あって大変ですねって、何かできることありますかって言って、いや、でも警察沙汰には。ああ、そうですかって言って、また同じこと繰り返す可能性あるわけじゃないですか。

だから、相談あったものを解消、解決まである程度道筋をつけるまで、誰かが責任を持って追っかけていかないといけない話だろうと思うし、そこまで相談に乗っていくのは、DVに関していうと市民協働推進課なんですか、それともどこかにステージが移るんですかっていう話ですよ。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

案件が生じた場合に、その後の対応についてでございますけれども、もちろん関係各課と事案についての協議のほうはさせていただきますけれども、最終的に市民協働推進課のほうで弁護士相談のほうの窓口も持っておりますので、必要に応じて弁護士の無料相談を受けていただく。

あるいは、先ほどありましたように、県の相談窓口のほうにつなぐといったことで対応していくというふうになってくるかと思えます。

内容に応じて、相談する先であるとか、対応していく先が変わってくるかとは思いますが、状況に応じてつないでいくということで進めていきたいというふうに思っております。

松隈清之委員

ぜひお願いします。

警察でも相談あっていただけれども、その後、何か事件があって、亡くなられたとかっていうケースもあるし、相談を受けていただけれども、その後の十分な対応ができていなかったということで、事件とか事故につながるっていうのは望ましいことではないので。

なるだけそういう声があるのであれば、解決に近づくような取組までぜひやっていっていただきたいと思います。

それから引き続き、8ページの多文化共生推進事業。

ドイツとか、国際交流とか、多文化とかあるんですけど。

外国人に日本でのルールとか、日本語とかっていうことを教えるっていうのはすごく大事なことだと思うんですけど、どういう言語かによって違うじゃないですか。

日本語を学ぶ人が、例えば、インドの人なのかベトナムの人なのかで、日本語を教えるときに何語を使うかって問題あると思うんですけど。

これはこの頻度でやられているんですけど、この日は何語圏の人が来てくださいますかっていう分け方をしているんですか。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

鳥栖市内におられる外国人の方で、最近多いのはネパールからの転入の方です。

以前はベトナムの方が多かったように記憶しておりますけれども。

日本に来られる目的といたしましては、企業への就業、あるいは日本語を学びたいということで、日本語学校に通われる方が多くなっています。

今、御質問がありましたように、どの言語で日本語を学んでいくのかというようなところがございましたけれども、言語を外国人の方に合わせるというのができないので、なるべく——やさしい日本語といいますけれども、英語圏でない方についても、どの言語であっても共通するのは、日本語を学びに来られてある、日本語で会話をされるようになるというところで、易しい、分かりやすい日本語が通じるような事業のほうを進めているところです。

したがって、言語については、分かりやすい日本語ということでやっております。

松隈清之委員

ということは、基本的にある程度日本語ができる前提でやっているってことですね。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

日本語を学びながら、日本の文化であるとかルールであるとか、そういったものを学んでいくということで進めています。

松隈清之委員

言われたやさしい日本語、結構取り組んでいるところありますよね。

いろんな外国人向けのチラシとかもやさしい日本語で表記されているやつが結構あります。特に災害時の対応とか、あとごみ出しのルールとか、そういったのに関して、いわゆるやさしい日本語で表記されていることも、結構増えてきています。それはそれで大事なことだと思いますんで。

結構、相談を受けまして、ごみ出しのルールが分かっていないんだけど、日本語は読めるんだろうかみたいな、区長さんから相談を受けたんですけど。誰が説明するべきなのか、私が言っても言葉が通じるんだろうかみたいな。

だから、外国人の方に対する教育も要るんだけど、多文化共生ということで、日本人の受け入れるほうも、どうしていいか分かんないっていうケースあるんですよ。

だから、どっちもそういう教育っていうか、していく。

受け入れる側も、共生するためには必要なんじゃないかなと思いますんで、そういう相談事あったら聞きますよみたいな、リリースもしていただければなというふうに思います。

それともう一個、国際交流のほうですけど、ツァイツ市のスタートのときからもちろん知っているんですが、国際交流ってドイツだけじゃないじゃないですか。

だから、ドイツはドイツでもいいんですけど、国際交流とかの考え方ってないんですか。

ドイツをしなきゃいけないから、国際交流をやっているってことですか。

国際交流の考え方、総合計画の中でいうところの国際性を育む地域づくりっていうんだけど、現実的には、ある程度長いことやっているんですけど、ホームステイのやり取りをしても、実質的に、人口で占める体験できる人の数って少ないじゃないですか。

本当に国際性を地域で育むことって、どこまでできるんだろうなあみたいなところもあるんで、事業としてホームステイがいかにとは言わないんですけど、地域として国際性を育んでいくための取組として、ほかに何かないのかなと思いますながら。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

交流事業というわけではございませんけれども、最近の事例を申し上げますと、高校生が日本語教室「とりんす」のほうにボランティアとして参加して、外国人の方へ日本語を教える、そういう事業に協力をしていただいている部分がございます。

こういったところも国際性というのは、少しずつ身につけていくのかなというふうには思っております。

あと、最近では日本語教室、市のほうでやっています日本語教室について、参加者が少なかったりすることがございます。

こういったところで、より広く来ていただくように、また、日本人の方との交流機会が増

えるようにしていかななくてはならないというふうに思います。

和田晴美委員

9 ページ、友好交流都市交流事業について2点ほど質問させていただきます。

まず簡単な件からですね。

佐賀大学の先生に、月1万円、合計年間12万円、お支払いいただいているようですけれども、この通訳の頻度を教えてください。回数によっては、対価以下じゃないかなっていうのが心配です。

妥当な金額か知りたいです。

大石文枝市民協働推進課男女参画国際交流係長

担当者との事務連絡ですけれども、現在ツアイツ市との交流事業を停止しているっていうのもあって、実際は毎月の翻訳はない状況で、たしか年に10回前後ぐらいで——ただそれが、ツアイツ市との交流が頻繁になってくると、もう毎月のようにやり取りをしないといけないです。

ただ、佐賀大学の名誉教授の方をお願いしているんですけれども、通訳以外にも中高生との交流のやり方とかで御相談に乗っていただくこととかもあったんですけれども、そういつて快く引き受けていただいているので、今のところ月1万円っていう単価で、場合によっては、頻度が多いと、おっしゃるようにそれに見合った金額の相場ではないのかもしれないですけど、今のところはこの金額で、中高生とかの国際交流の発展のためということで、お引受けいただいている現状です。

以上になります。

和田晴美委員

この謝金につきましては、具体的な金額の提案は控えさせていただきますけれども、もう一度確認ですけど、現在年10回ぐらいあるということで、毎月じゃないけれども12万円。

私の意見としましては、非常に安過ぎるんじゃないかなと。

多分、大学のほうで恐らく規定があると思うんですけれども、これは私のほうでは今回すごく安過ぎるんじゃないかということだけつけさせていただきたいと思います。

あともう一つ、またこの件につきまして、平成16年からということで、もう間もなく20年の交流を来すと、あとそれと、鳥栖のほうで間もなく市制70周年を迎えるということで、市制になってから国際的な都市になったということで、こういったことも市民の方にぜひ共有してほしいので、ここで予算のほうがもう少し、70年周年に向けて、70年周年のときにはこういった、何かしらこれに関連づける、皆さんに対してのイベント、広報というか、知っていただくようなものを入れていただいて、また横展開のほうを進めていただきたいなってい

うのが提案として、申し伝えたいところです。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

牧瀬昭子委員

7ページに戻らせてもらいたいと思うんですけど、DVの被害者の方から連絡があったときに、すぐ避難をさせないといけない、命に関わる問題があるってなったときの場合ですけど、鳥栖にシェルターがなくて、遠くに行かなくてはならなくて、例えば、お子さんが学校に通っているとなると、お子さんからすると、学校が避難というか、心の休まる場所だったりすることがよくあると、避難される方からも聞きます。できるだけやっぱりここを離れたくないから出たくないっていう。

警察のほうとやり取りすることで、大事になるから、もう言わないでおくという話も聞きましたので、その辺りが、やっぱり鳥栖市内で。まず一旦ここで離れましょと、危ないの離れましょっていう場所を確保する必要があるのではないかなと思うんですね。

もうこれだけ件数も増えてきているということが現状としてあるならば、そういうのが一定必要だと思うんですけど、庁内ではどのような話が行われているのか。

必要性というのは何か話が出ていませんか。

大石文枝市民協働推進課男女参画国際交流係長

そういった民間シェルターの取組については、県からも最近、民間シェルターとかを市町でつくるような予算措置とか、されますかっていう調査がっております。

ただ今のところ、庁内でそういった話はあっておりません。

おっしゃるように、生活圏を変えたくないっていうのもあると思うんですけど、DVの方でよく問題になるのが、生活圏を変えないと、加害者の方にすぐ見つかって、例えば、お子さんを商業施設で見かけたとか、そういった居場所の問題とかも、避難先が分かっちゃうというのもあるので。

その辺の問題もあるので、庁内等で、またそういったことについて今後の流れの中では、そういった話も上がってくるかもしれないんですけど、今のところそういった話まではあっておりません。

以上になります。

牧瀬昭子委員

もちろん、最終的に離婚まで覚悟します、もう別れたいですっていうところまでいけば、それは県外のほうがいいのは当然なところだと思うんですね。危険が及ぶという認識がある

ので。

ただ、そこに至る前までの迷いのところが一番動けなくて、じっとしてしまふ、我慢してしまふっていう。

最終局面まで追い込まれないと、移動ってところまでいかない、結論が出ないっていうのに追い込んでいってしまっている現状があると思うんですよ。

まず、ちょっとクールダウンするためにも、命をまず守りましょうっていうのが必要になってくるんで。

そうじゃないと、何もありませんように祈っているだけになってしまうんですよ。

もう動きませんって決められてしまふと何も手出しができないので。

ただやっぱり鳥栖市として、ここに手だてがありますよっていうのが、何もないので、もう県とか県警とか児相とか、県に丸投げしてしまう状態にしか今なってないからですね。

少しでも、この命の砦のところを確保する必要があると。

いろいろな御相談を聞いていると、移動しないと怖いんだけど、移動することがまた怖いのでっていうのとどまるんですよ。

ですので、ぜひそこは庁内でももう一度、検証し直していただきたいなと思いますので、これも要望とさせていただきます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

和田晴美委員

1点お伺いします。

同じく7ページ、婦人相談員で、なぜ婦人となっているのかだけ質問させてください。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

女性ではなく婦人となっている理由については、申し訳ございません、ちょっと分からないので、そこは今後確認をさせていただきたいと思います。

大石文枝市民協働推進課男女参画国際交流係長

県の相談窓口も今、婦人相談所になっていて、そういった流れもあるのかもしれないですけど、先ほど原が申したように根拠は確認しておきます。

あと将来的に、すぐではないんですけども、婦人相談所が令和6年から名称を変更して、女性相談所と名称を変更する関係もあるので、そうなってくると相談員の名称も、それに合わせて女性相談員とかに変わってくる可能性もあるので、今すぐではないですけど、今後変わる可能性があります。

以上になります。

和田晴美委員

3 ページの男女共同参画推進の事業につきまして、御提案から入らせていただきます。

この件に関しましては、一市民として委員の中に入れていただいているんですけども、実行委員会を今やっていただいて、効果はあるとは思うんですけども、新しい風を入れたほうがいいんじゃないかなというのを何度も思うことがございます。

この委員会とは別に以前より個別でお話しさせていただいておりましたが、例えば、全部一本化するのではなくて別にするか。もしくは、一提案として、委員会に毎年決めて委託をするのではなくて、プレゼンテーションして幾つかの団体——目的は、新しい風を入れてもう少し……。

正直言いますと、もう同じようなパターンになってきて、啓発活動としては、もう少しスピードアップしたほうがいいんじゃないかなというのをちょっと感じております。それで今の提案をさせていただいているところですけども。

例えば一つの提案といたしまして、実行委員会で毎年、委託契約するのではなくて、ほかの事業でもやっているように、プレゼンテーション、要望を取って、適したところと契約するという方法。

2 つ目の御提案としましては、得意分野のところだけは残して、丸々全部、実行委員会にするのではなくて、ほかのところにも幾つか委託していただくというような、一本化ではなくてセパレートタイプにするという方法で、思考を変えてみてはという提案でございますが、その件について御意見をお聞かせください。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

私が令和4年度からこの男女共同参画啓発事業のほうに取り組んでまいっております、今のような御意見を感じることもございます。

その辺りについては、やり方はまたこれから検討できると思いますけれども、もう少し多様なというか、比較ができるような事業の進め方ができればなというふうには感じておりますので、そこを今後検討してまいりたいというふうに思います。

和田晴美委員

要は一本化ではなくてセパレートもできるし、1 つ目の提案としてのプレゼンテーションによる委託契約も可能だということでしょうか。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

プレゼンテーションによる事業を採択するような形ですと、取組を行っている団体が複数あるかというところからにもなっておりますし、市内にこだわらず、市外からというようなことも考えられるかなというふうには思っています。

この質問につきましては、累積赤字の解消についてということでございますけれども、この表でいきますと、平成25年から平成29年度までの収支につきましては、制度が改正される前の鳥栖市で行っていましたが、収支状況でございます。

平成30年度以降が県単位化後ということでの収支状況でございます、緑色の歳入歳出差引き簿の欄を御覧いただきたいと思っております。

制度改正前の旧制度におきまして、平成25年度から平成29年度までにつきまして、平成28年度までが赤字となっておりますけれども、毎年赤字が積み重なって累積赤字がたまっておりました。

平成29年度が、一応ここには黒字となっておりますけれども、単年度収支でいうと実は赤字でございますが、この年に、黄色で歳入の部分、2つの色を塗っておりますけれども、その他の繰入金と、その他の収入というところで、市からの特別繰入金6億円、その他の収入のところ、県から借り入れた6億円、計12億円を投入いたしまして、これまでの累積赤字を解消しているところでございます。

表のとおり、平成30年度以降の新制度に至ってからは、県が財政運営の責任主体となり、表のとおり黒字化された財政運営が図られております。

次に、資料2のほうをお願いしたいと思います。

こちらのほうで、旧制度は赤字で新制度ではなぜ黒字になっているのかと、標準保険税率の算定方法について御説明をしていきたいと思っております。

なお、この資料につきましては、平成29年3月議会の厚生常任委員会で制度改正となる時に説明した資料を一部修正したものとして上げております。

それでは、1ページをお願いいたします。

国保制度の概要でございますけれども、平成27年5月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険制度の一部改正が国会で可決、成立し、平成30年度から都道府県が都道府県内の市町村とともに国保の運営を担うこととなりました。

都道府県の役割といたしましては、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化するものとなりました。

また、市町村の役割といたしましては、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率等の決定、賦課・徴収、保健事業など地域におけるきめ細かい事業を引き続き行うこととなりました。

次のページをお願いいたします。

では、具体的に制度がどう変わったかについてでございますけれども、旧制度におきまし

ては、今もそうですけれども、年齢が高く、医療費の水準が高い。

低所得者が多い、小規模保険者が多いなど、構造的な課題があり、財政運営が安定しておりませんでした。

鳥栖市におきましても、現在もそうですけれども、高齢者の割合が高く、60歳以上の被保険者が全体の約半数を占めております。

また、被保険者全体の約半分の世帯が年間100万円未満の所得の世帯となっております。

このような構造的な課題を解消するため、矢印に示しておりますけれども、国が財政支援を拡充いたしました。

また、先ほど申し上げましたように、県が国保運営の中心的な役割を果たすという国保制度の改正改革が行われております。

この新国保制度になってからでございますけれども、県のほうが国保運営方針を策定いたします。

県の役割といたしまして、表の下に書いておりますけれども、市町ごとの納付金の決定であるとか、市町ごとの標準保険税率等の算定、市町への提示、市町が行う事務の標準化、効率化、広域などを行うこととされております。

この表の円で囲んだ部分ですけれども、図に示しているとおり、市町は県が算定した国保事業納付金を納入、県は給付に必要な費用を全額市町に対して支払うこととなりました。

4ページをお願いいたします。

改革後の国保財政の仕組みでございます。

先ほども御説明いたしましたけれども、県が財政運営の責任主体となり、市町ごとの納付金額の決定や、保険給付に必要な費用を全額、市町に保険給付費交付金として支払うことにより、国保財政の入りと出を管理することとなりました。

また市町は、県が市町ごとに決定した納付金に見合った保険料を設定し、被保険者から税を徴収し、県に納付することとなりました。

そのため、御覧のとおり旧制度と新制度の大きな違いといたしましては、市町の必要な保険給付について、県が責任を持って支出するといったところでございます。

新制度では、県が新たに特会を設置し、緑色部分の県全体の保険給付費に必要な費用を算定し、その支出額に見合う収入を、黄色の部分の公費と市町からの国保事業納付金で管理することとされたところでございます。

市は支出の保険給付費は全額県で賄われるために、県への国保事業納付金について、公費を除いた部分を県が示した標準保険税率で収入を確保すれば基本的に赤字とならない仕組みとされております。

右側の中段になりますけど、破線で囲んだ国保財政の仕組み(イメージ)を御覧ください。

これは、保険給付費全体の財源構成を示しております。

右側の公費負担50%は新制度、旧制度においてもほぼ変わりはありませんけれども、新制度におきましては、左側の上の保険者努力支援制度、水色でなっているところがございますこの部分が新設をされております。

また下の部分の、オレンジ色の部分ですけれども、低所得者の保険料に対する支援措置等などが手厚くなるなどして、黄色で示された保険料部分が軽減されているところがございます。

これが、公費拡充の部分となっております。

次に、資料5ページをお願いいたします。

納付金の算定方法について御説明いたします。

一番上の横長の棒グラフみたいなものですがけれども、これは県が全体に係る保険給付費を推計し、それに県全体に要する共通経費となっております。

これが県全体で使うお金というふうに御理解ください。

これから県が国から頂く公費がございます。

ここに記載のとおり、前期高齢者交付金や療養給付費負担金、普通調整交付金などなどがございますので、これを差し引いて、残りがこの横に書いております、納付金算定基礎額となります。

この納付金算定額を各県のほうで各市町のほうに案分するということになりますけど、この案分につきましては、ここに記載のとおり、市町の医療費水準や所得水準、保険者数、ほかに世帯数などを勘案して各市町に県のほうが案分するという流れになっております。

各市町の納付金がどうやって決まるかでございますけれども、これは令和4年度の本市の場ですけれども、佐賀県全体における鳥栖市の負担割合が、医療分でございますけれども、7.55%で鳥栖市に納付金の金額が示されております。

この計算をする中で使う指数といたしまして、これは国が支出を出しますけれども、医療費指数1.227650、応能シェア0.072936、応益シェア0.07630という数字がありますけれども、国が出した確定係数に基づいて、各市町への納付金のシェアが決まるというふうになります。

ちなみに、医療費指数の1.22という数字でございますけれども、全国の医療費が平均1とすれば、鳥栖市の場合は1.22倍あるというふうに見ていただければお分かりいただけるかと思えます。

そういった感じで納付金の計算が進んでいくわけでございます。

今申し上げました、鳥栖市への納付金が決まりましたら、今度鳥栖市として標準税率をど

う決めていいのかということになるかと思えますけれども、鳥栖市といたしましては、この納付金のほかに必要な経費がございます。

個別経費でございます、出産育児手当金とか、葬祭費、特定健診などを行う保健事業費などがございます。

この全体経費から、これも同じように県から頂く、国から頂く特別調整交付金などを差し引きました分が、市として必要な保険税総額というふうになります。

これを一応、基本的な考え方で示しておりますけれども、所得割は50%、均等割を30%、平等割を20%というふうな感じで分けまして、標準保険税率で県が算定して示されることになっております。

この県が示した標準保険税率を参考に、最終的に市町が保険税率の決定を行っているところでございます。

最後に6ページをお願いいたします。

今、説明いたしました内容をグラフ化といいますか、図式化したものでございます。

一番下の、市町の歳入歳出のイメージ図で御説明させていただきますけれども、こちらのほうが市の歳入歳出を書いておりますけれども、グレーの部分ですね、こちらのほうが保険給付費に当たる部分で、市が歳出で支払う保険給付費、病院等へ支払う保険給付費につきましては、県から入ってくる給付費と交付金で全額賄われますので、例えば、年度によって想定していた保険給付費が上がるケースもありますけれども、上がっても下がっても、全て県が保険給付費として交付金で賄われますので、基本的にこの部分に関しては赤字にならないということになっております。

今度、上の青色の部分でございますけれども、県に納める市の納付金が歳出の一つで、先ほど御説明しましたように保健事業等がございますので、それを歳出の納付金については県から事前に幾ら納めてくださいという金額を示されます。

保健事業については、例年、見込みを立てて算出しますので、先ほど申し上げましたとおり公費がございますので、この公費を除いた保険税を集めさえすれば、基本的には赤字が発生しないという仕組みへと変わっております。

旧制度におきましては、ある程度の保険給付費を見込みながら予算を組んで保険税を集めておりますけれども、どうしても保険給付費が過度に上昇しますと、財源が不足しますので、赤字となるような仕組みでございましたけれども、新制度においては、県が全て給付費を賄うということになっておりますので、赤字にならないということでございます。

唯一赤字となるとすれば、保険税率を決定、想定よりも収納率が低かった場合に対して赤字が発生するということが想定されます。

簡単でございますけど、以上で御説明とさせていただきます。

中村直人委員長

この際ですので、委員から何か質問やお聞きしたい点があったらお願いします。

尼寺省悟委員

2点ほど質問します。

1つは、前回質問したんですが、何で黒字になってるかという理由の一つとして言われたけれども、国のほうから財政支援として3,400億円があるといったこと言われましたけど、実は平成20年代に全国知事会のほうで、国に対して、少なくとも協会けんぽ並みの保険料にするためには、1兆円程度が必要なんだというようなことを何回も出してあって、それは聞いておると思いますけど。

それに比べると、3分の1弱と少ないけれども、今後、国のほうとして、この支援の額を増やすとかいうふうな話を聞いたことがありますか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

今の話は聞いたことがございません。

3,400億円が平成30年度から広域化、拡充されて、それ以降——拡充をしてくださいという要望は、各市町や団体からは要望されておりますけれども、それ以外については、聞いたことはございません。

以上でございます。

尼寺省悟委員

もう一点ですけれども、今言われたように、県で統一化されて、単年度収支についてもずっと黒字と、5,000万円から1億円とかいう形が続いているけれども、この傾向というのは、今後もずっと続くと。

ずっと続いていくというふうに見ていいと、赤字にならないと言われたんやけれども、こういう傾向はずっと続いていくというふうに見てよろしいわけですね。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

先ほど申し上げましたとおり、標準保険税率で予定収納率を上回れば赤字にならないということですので、恐らく数千万円単位での黒字は続くものというふうに考えております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

以前聞いた話では、現在の基金の額が1億7,000万円かな、あると聞いたけれども、どれくらいあるんですか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

令和3年度末で1億7,000万円ほどです。

今年の分の清算がありますので、それがまた追加で上がってくると思います。

以上でございます。

尼寺省悟委員

そうすると今後、1億7,000万円ぐらいあって、こういった黒字がずっと続いていくとするならば、どんどんどんどん基金がたまっていくというようなことで、基金がたまればいいというもんじゃないと思うけれども、市民に対して還元していくということは必要だと思うけれども。

その一つが、国保税の引下げとか、あるいは今度、子供の均等割が半分になったけれども、これを半分じゃなくて、市独自の政策として、もっとほかに対応策を私は取るべきじゃなからうかと思うけど、その辺についてはどんなふうに考えますか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

基金については、さっき説明申し上げたとおり、増額で基金が増えていくということでございます。

それに対して、どういう使い方をするかという点でございますけれども、子供の均等割につきましては、この前の一般質問でもお答えしましたように、まずやっぱり、県内の国保の事務事業の統一化ということで、足並みそろえて、同じようにやっていこうということにしておりますので、本市だけがそういう全額免除とかいう方向の流れにはないと。

県全体でやろうということであれば、それについてはできるというふうに思っておりますので、市町単独での事業実施については、現状では困難かというふうに思っております。

将来的にできるかについても、県の中で議論すべきだというふうに理解しております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

県に統一化されたことによって赤字が黒字化したと。

もちろんそれは国からのあれがあったということだけれども、そんなふうになると我々市民の声が本当に届くのかと。

今までやったら、議会で議員が言ったことに対して、それなりに対応していただいたと思うんやけど。

今言われるような形で、市の独自の政策ができないとなるなら、県の判断だということになってくる。

本当に、我々市民の声が届くかちゅうのは、非常に疑問やけれども、その辺はどうなんですか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

まず国保制度において、資格管理とか給付については、もう国民健康保険で定められておりますので、それ以外で、市町単独で行うということが、恐らく今後厳しくなっていくんじゃないかなというふうには考えております。

先ほど言ったように、県の国保の一本化という中で、税務を一本化すると。

税務を一本化する中で、各市町で事業が違うということは、公平性を欠きますので、そこは一定の基準の下でやっていくべきだというふうに判断しております。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

和田晴美委員

ちょっと分からないので教えていただきたい点がございます。

県への歳出について、保険料の回収で未納があるっていうのも承知しておりまして、回収できなかった分の扱いがこの算定に響くのか。

そういったことを教えていただけますでしょうか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

滞納の場合について、基本的には現年課税の入ってくる——例えば、今、収納率が94%前後で入ってくることを見越して税財源としておりますし、滞納分につきましても、20%前後の収納を行っておりますので、滞納額に対する20%前後を歳入の見込額を立てております。

和田晴美委員

私の勉強不足で、もう一つ。

集められたお金を払うわけですね。

で、先ほどは見込みの話をさせていただきましたけれども、結果、少ないというか、結構、数百万円あるわけですね、毎年ですね。

それが未払い状態にはなっているものの、それがいつかしら、しわ寄せとなって、要は真面目に払っている方の不平不満にならないかを心配しているところで御質問をしているわけですけれども。

そういった影響がどのような形で出てくるのかが、頭に描けなかったので教えていただきたいと思って御質問させていただいております。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

滞納につきましても、基本的には滞納処分、約5年で時効となる場合もございますし、実際、生活が困窮している方については、保険税を賦課するんですけれども、納入できない方

もいらっしゃいます。

そういう中で、所得があってきちっと納めている方と比較すると、不公平な感じは否めないとはいふに思います。

国保の税制度におきましては、低所得者の方については7割軽減、5割軽減、2割軽減とありますので、低所得の方に関しては、ある程度、保険税を抑えてはいます。

そういう中でも納めきれない方というのがいらっしゃいますので、それについて、やっぱり法の基準に基づいて、資産を調べて税を徴収するという努力をしておりますけれども、その中でもどうしても財産を持たない方もいらっしゃいますから、そういった方についてはもう取れないというのが現状ではございます。

国保の財政運営については、そういったところも加味しながら、そういったところというのはおかしいんですけども、先ほど言いました、滞納分については、毎年これぐらい税収が確保できるということを算定しながら国保の財政に関しては運営している状況でございます。

中村直人委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

よろしいですね。

以上で報告を終わります。



中村直人委員長

あと、委員のほうで今後の進め方と、それから視察の関係で協議をしますので、執行部におかれましては退席をしていただいて結構です。

ありがとうございました。

〔執行部退席〕

それでは、今後の所管事務の調査について、お諮りをしたいと思います。今、実施計画の中でずっとこの総務常任委員会に所属する課のをやってきたわけですけども。

今後として、最後になると思いますけれども、138ページから、基本目標を推進するに当たっての考え方というのがあります。

これは、ほとんどがもう総務常任委員会に関係する、財政の在り方だとか、それから広報

午前11時56分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務常任委員長 中 村 直 人

